

令和3年開成町議会9月定例会議 会議録（第3号）

令和3年9月9日（木曜日）

○議事日程

令和3年9月9日（木）午前9時00分開議

- 日程第 1・認定第 1号 決算認定について（一般会計） (説明)
日程第 2・認定第 2号 決算認定について（国民健康保険特別会計） (説明)
日程第 3・認定第 3号 決算認定について（介護保険事業特別会計） (説明)
日程第 4・認定第 4号 決算認定について（給食事業特別会計） (説明)
日程第 5・認定第 5号 決算認定について（後期高齢者医療事業特別会計） (説明)
日程第 6・認定第 6号 決算認定について（水道事業会計） (説明)
日程第 7・議案第41号 令和2年度開成町水道事業会計未処分利益剰余金の
処分について (説明)
日程第 8・認定第 7号 決算認定について（下水道事業会計） (説明)

○本日の会議に付議した事件

議事日程に同じ

○出席議員（12名）

1番 下山千津子	2番 佐々木昇
3番 武井正広	4番 前田せつよ
5番 茅沼隆文	6番 星野洋一
7番 井上三史	8番 山本研一
9番 石田史行	10番 井上慎司
11番 湯川洋治	12番 吉田敏郎

○説明のため出席した者

町長	府川裕一	副町長	加藤一男
教育長	井上義文	企画総務部長	小宮好徳
企画政策課長	山口哲也	協働推進担当課長	遠藤直紀
総務課長	中戸川進二	防災安全課長	小玉直樹
町民福祉部長	亀井知之	町民福祉部参考事務官	渡邊雅彦
子育て健康課長	田中美津子	都市経済部長	井上新
街づくり推進課長	高橋清一	兼環境上下水道課長	井上昇
産業振興課長	熊澤勝己	区画整理担当課長	石井直樹

教育委員会事務局参事 遠 藤 孝 一 学 校 教 育 課 長 岩 本 浩 二

○議会事務局

事 務 局 長 田 中 栄 之 書

記 佐 藤 久 子

○議長（吉田敏郎）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより令和3年開成町議会9月定例会議第3日目の会議を開きます。

午前9時00分 開議

○議長（吉田敏郎）

早速、本日の日程に入ります。

本日は、決算認定について、一般会計から特別会計及び企業会計までの説明を順次、担当課長に求める予定としております。よって、町三役は出席しておりませんので御承知おきください。

なお、本定例会においては、新型コロナウイルス感染防止のため、マスクの着用と着座での発言を許可しております。

では、直ちに日程に入ります。日程第1 認定第1号 決算認定について（一般会計）から日程第8 認定第7号 決算認定について（下水道事業会計）及び日程第7 議案第41号 令和2年度開成町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての計8議題を開成町議会議規則第36条の規定に基づき一括議題とします。

日程第1 認定第1号 決算認定について（一般会計）の細部説明を順次、担当課長に求めますけれども、1つお願いがございますので、よろしくお願いします。今回、初めてタブレットと事業説明書と併用して行いますので、少し、初めの部分と途中の説明を少しゆっくりしていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、細部説明を順次、担当課長に求めます。

企画総務部長兼財務課長。

○企画総務部長兼財務課長（小宮好徳）

それでは、よろしくお願ひいたします。

認定第1号 決算認定について（一般会計）。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度開成町一般会計歳入歳出決算は別冊のとおりにつき、監査委員の意見をつけて認定を求めます。

令和3年9月7日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、令和2年度開成町歳入歳出決算書をお開きいただきたいと思います。決算書をお願いいたします。

3ページ目になります。

全会計の決算にかかる手続について、御説明いたします。上段の部分は、地方自治法第233条第1項の規定により、一般会計ほか4つの特別会計の歳入歳出決算書、実質収支に係る調書及び財産に関する調書が令和3年7月9日に会計管理者から町長に提出された際の文面でございます。下段の部分は、提出された決算書類を地方自治法第233条第2項の規定に基づいて令和3年7月12日に町長が監査委員に提出し審査を求めた際の文面でございます。

4ページ、5ページを御覧いただきたいと思います。次のページになります。

令和2年度開成町一般会計及び特別会計決算審査意見書でございます。町長から監査委員に提出された一般会計及び特別会計に関する決算書類等について、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定に基づき実施された決算審査に関する意見書が令和3年8月4日に監査委員から町長に提出されてございます。

次のページ、6ページをお願いいたします。

令和3年6月28日に、地方公営企業法第30条第2項の規定により、水道事業会計及び下水道事業会計に係る決算書類が町長から監査委員に提出された際の文面でございます。

次のページ、7ページになります。

提出された水道事業会計及び下水道事業会計に係る決算書類等に対して、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき審査した結果、審査意見書が令和3年8月4日に監査委員から町長に提出をされてございます。

続きまして、令和2年度開成町一般会計歳入歳出決算書になります。11ページを御覧いただきたいと思います。

一般会計歳入歳出決算総額となります。歳入予算現額88億9,533万2,474円、歳入決算額88億9,898万2,881円、歳出予算現額88億9,533万2,474円、歳出決算額83億5,905万6,128円、歳入歳出差引額5億3,992万6,753円、うち基金繰入額0円。

すみません。米印ですね、アスタリスクを御覧いただきたいと思います。マークのところです。令和2年9月に発生した釣り銭亡失により5,000円亡失し、これの補填金を歳入20款諸収入で歳入したため、歳入歳出差引残額及び後貢、実質収支額において同額の現金が不足する。

令和3年9月7日提出、神奈川県足柄上郡開成町長、府川裕一。

次の12、13ページを御覧ください。

令和2年度一般会計歳入歳出決算書、歳入になります。1款町税から21款町債まで、予算現額88億9,533万2,474円、調定額89億3,573万8,222円、収入済額88億9,898万2,881円、不納欠損額102万8,148円、収入未済額3,572万7,193円でございます。

次ページ、14、15ページを御覧いただきたいと思います。

歳出になります。1款議会費から13款予備費まで、予算現額88億9,533万2,474円、支出済額83億5,905万6,128円、翌年度繰越額1億6,021万4,250円、不用額3億7,606万2,096円、歳入歳出差引残額は5億3,992万6,753円でございました。

それでは、令和2年度開成町一般会計歳入歳出決算事項別明細につきまして、順次、御説明を申し上げます。令和2年度開成町歳入歳出決算事業別説明書を主体に御説明させていただきたいと思います。なお、説明に際しましては、新規事業、重点事業、新型コロナ感染症対策事業、こちらは232から235ページに記載して

ございますけれども、これらを中心に簡潔に御説明させていただきたいと思いますので、御了承いただきたいと思います。

それでは、決算事項別明細書3ページをお開きいただきたいと思います。

まず、町税から御説明申し上げます。

○税務課長（高橋靖恵）

初めに、町税の合計につきましては、一般会計の歳入合計の33%ほどを占めており、項の税ごとの比率としましては、町民税が44%、固定資産税が50%、軽自動車税が2%、たばこ税が4%となっております。

それでは、歳入の款、町税について、増減の主な要因について御説明いたします。

項、町民税、目、個人、科目、均等割、3,226万3,000円でございます。課税対象者が前年度比296件の増により、増額となっています。

続きまして、科目、所得割、10億6,411万3,795円でございます。課税対象者と課税標準額の増により、増額となっています。

続きまして、科目、分離譲渡、4,459万7,600円でございます。高額納税者の影響により、前年度比1,904万7,300円の増額となっています。

続きまして、個人町民税の滞納繰越分、889万5,006円でございます。徴収率は、令和元年度が35.4%、令和2年度は15%増の50.4%となっております。令和2年度につきましては、徴収嘱託員、県からの派遣というところで徴収対策が手厚くなったというところで、徴収率の増加となっております。

続きまして、法人、均等割、4,570万3,900円でございます。高額納税法人の申告の影響により、前年度比288万2,600円の増額となっております。

続きまして、科目、法人税割、9,518万2,900円でございます。高額納税法人の申告による影響と税率改正に伴う予定申告額の影響により、前年度比2億7,695万9,800円の減額となっています。

続きまして、法人町民税の滞納繰越分、28万3,600円でございます。徴収率は、令和元年度が10.9%、令和2年度は23%増の33.9%となっております。

続きまして、項、固定資産税、科目、土地、5億8,478万4,700円でございます。新築家屋の増による住宅用地特例の適用地が増加したことと地価の下落に伴い、前年度比1,196万1,575円の減額となっています。

続きまして、科目、家屋、6億3,022万6,100円でございます。住宅の新築147棟と新築住宅軽減の終了の影響により、前年度比1,948万8,175円の増額となっております。

続きまして、科目、償却資産、1億7,612万800円でございます。機械装置の除却などの影響により、前年度比265万5,600円の減額となっています。

1つ飛ばしまして、固定資産税の滞納繰越分、750万4,722円でございます。徴収率は、令和元年度が30.5%、令和2年度は5.7%増の36.2%となっています。

1つ飛ばしまして、項、軽自動車税、目、環境性能割、143万1,600円でございます。自動車取得税の廃止により、令和元年10月から導入された車両の環境性能に応じて課せられる税となります。1%分軽減を延長したことにより、予算額より50万円ほど減額となっております。

続きまして、目、種別割、科目、原動機付自転車、212万3,000円でございます。件数、決算額とともに、ほぼ横ばいとなっております。

続きまして、科目、軽自動車、3,449万500円でございます。四輪の自家用乗用車の登録の増により、111万200円の増額となっております。

続きまして、科目、小型特殊自動車、41万8,200円でございます。農耕作業用の増により、1万7,900円の増額となっております。

続きまして、科目の小型二輪車、136万2,000円でございます。前年度比11件増の6万6,000円の増額となっております。

続きまして、軽自動車税の滞納繰越分、17万6,200円でございます。徴収率は、令和元年度が32.2%、令和2年度は5%減の27.2%となっております。

続きまして、項、たばこ税、1億1,613万731円でございます。令和2年10月のたばこ税増税の影響と手持品課税分の増により、前年度比65万8,000本、234万2,555円の増となっております。

○企画総務部長兼財務課長（小宮好徳）

続きまして、地方譲与税、地方揮発油譲与税でございます。948万6,000円でございます。揮発油税の全額の100分の42を市町村の道路延長、面積に応じて交付されるものでございます。

同じく、2項になりますけれども、自動車重量譲与税になります。2,760万円でございます。自動車重量税の1,000分の422が交付されます。こちらも、市町村の道路延長、面積に応じて交付されるものでございます。

10ページになります。

すみません。中段ですね。4つ飛ばしていただいて、6款の法人事業税交付金になります。地方法人特別税・譲与税制度、国税になりますけれども、これの廃止に伴いまして、市町村分の法人住民税割の減収分の補填措置として法人事業税の一部を都道府県から市町村に交付されるものでございます。

続きまして、地方消費税交付金、3億5,444万円でございます。令和元年10月から、消費税が10%に引き上げられました。そのうちの2.2%は地方消費税として都道府県が収納し、そのうちの2分の1が市町村に交付されるものでございます。税率改正の影響により、前年度比6,274万5,000円増となってございます。また、その一部につきましては社会保障財源化分として交付されますので、社会保障4経費、年金、医療、介護、少子化対策に要してございます。

11ページになります。

8款環境性能割交付金でございます。682万1,866円でございます。都道

府県が自動車の環境性能に対して課する税であり、県収納額の95%を乗じて得た額の100分の47に相当する額を市町村の道路延長、面積に応じて交付されるものでございます。令和元年10月から、新規に導入されてございます。令和2年度は、通年化により増収となってございます。

次です。地方特例交付金になります。住宅ローン減税分になります。2,460万1,000円でございます。所得税から控除し切れない住宅ローンの控除分を住民税から控除する措置が取られてございます。その分、住民税が減収いたしますので、これを補填するために交付されるものでございます。

続きまして、減収補填の環境性能割分でございます。450万3,000円です。車を購入した際の税率が1%軽減されてございます。この軽減による税収が補填されるものでございます。

1つ飛ばしていただいて、地方交付税になります。普通交付税、2億4,903万8,000円でございます。全ての地方公共団体が一定の水準を維持し得るように財源を保証するため、全国一律の基準によって算定される制度でございます。地方公共団体の財源の不均衡を調整し、行政サービスが提供できるよう財源を保証するため、国から地方公共団体に交付される資金でございます。

○都市経済部長兼環境上下水道課長（井上 新）

続きまして、ページは14ページになります。

使用料及び手数料、手数料、衛生手数料、保健衛生手数料、し尿処理手数料現年度分でございます。100万7,028円。これは、くみ取りの世帯及び工事現場等の仮設トイレのくみ取り手数料となってございます。

1つ飛びまして、粗大ごみ収集手数料、340万8,900円。こちらは粗大ごみの収集手数料、受付件数は延べで1,583件となってございます。

○総務課長（中戸川進二）

次のページ、中段、ページ、15ページの中段になります。

寄附金、一般寄附金、ふるさと応援寄附金、3億7,077万1,000円でございます。こちらは、ふるさと納税制度による寄附金で、寄附件数は1万6,119件ございました。前年度比では、金額は約2,500万円増加した一方で、件数は3,773件減った状況でございます。要因といたしましては、令和元年度に新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に需要が高まったトイレットペーパー等、紙製品の返礼品が令和2年度は平常に戻ったことで件数が約3,000件減ったこと、その反面、返礼品の大半を占める化粧品のうち、高額返礼品の需要が高まったことが寄附金の増加につながったと捉えています。

○子育て健康課長（田中美津子）

1つ飛んで、衛生費寄附金、新型コロナウイルス感染症予防事業寄附金でございます。226万1,900円。新型ウイルス感染症対策に対する寄附金でございまして、個人3件、団体6件、合計9件分でございます。こちらにつきましては、児童福祉の新型コロナウイルス感染症緊急対策事業費に充てさせていただいておりま

す。

○街づくり推進課長（高橋清一）

次に、目、土木費寄附金、節、土木管理費寄附金、科目、土木管理費寄附金でございます。こちらは、開成町南部地区土地管理組合から、みなみ地区を中心とした南部地域の発展のための公共施設用地の購入及び、みなみ地区内の公園等の植栽・維持管理費用として5,800万円の寄附がございました。

○企画総務部長兼財務課長（小宮好徳）

続きまして、繰入金になります。財政調整基金繰入金でございます。前年度積立分を財政調整基金から1億5,000万円、取り崩したものでございます。令和2年度末の基金残高は、5億7,985万5,000円でございました。

16ページになります。

同じく、公共施設整備基金繰入金でございます。新庁舎建設に伴いまして公共施設整備基金から1億円を取り崩したものでございます。令和2年度末の基金残高は、3億2,000万円でございます。

○会計管理者（石井直樹）

続きまして、資料17ページでございます。

一番下段の諸収入、雑入、総務費雑入で、釣り銭亡失に係る弁償金でございます。5,000円でございます。冒頭、お話がありましたけれども、令和2年9月に発生しました釣り銭亡失に係る弁償金でございます。

○都市経済部長兼環境上下水道課長（井上 新）

18ページになります。

衛生費雑入、資源物売却代、313万5,166円。資源ごみとして回収した新聞紙、雑誌等を売却した代金でございます。

○企画総務部長兼財務課長（小宮好徳）

町債になります。庁舎整備事業債になります。周辺環境整備、1億1,250万円でございます。こちらは、旧庁舎解体、外構等、周辺環境整備工事に充当したものですございます。

○防災安全課長（小玉直樹）

続きまして、すぐその下になります。防災行政無線整備事業債になります。これらにつきましては、令和元年度から令和2年11月までの2か年にわたり整備を行ってまいりました防災行政無線デジタル化整備事業費に充当するための地方債となります。

○学校教育課長（岩本浩二）

続きまして、学校ネットワーク環境整備事業債でございます。GIGAスクール構想実現のため、小・中学校の校内LAN整備、電源キャビネット設置に係る工事費に充当いたしました。

○企画総務部長兼財務課長（小宮好徳）

続きまして、減収補てん債になります。8,910万円でございます。新型コロ

ナウイルス感染症の影響で大幅な減収が生じた場合、税収不足を補填する地方債でございます。こちらは、もともと対象税目は法人関係4税目が限定されてございましたけれども、新型コロナウイルスの影響によりまして7税目、追加されてございます。法人税割や地方消費税交付金、たばこ税、地方揮発油譲与税の減収に伴い、これらの地方債が発行できるものとなってございます。

続きまして、臨時財政対策債、2億1,510万円になります。こちらは、地方財政収支の不足額を補填するため、各地方公共団体が特例としてきた地方債でございます。一般財源の不足分に充当したものでございます。

歳入の説明は以上となります。

続いて、歳出に移りたいと思います。

最初に、全会計の全体にわたる人件費について、一括して総務課長より御説明申し上げます。

○総務課長（中戸川進二）

それでは、職員人件費について御説明申し上げます。

事業別説明書の74ページをお開きいただきますよう、お願ひいたします。

こちらは、特別職と一般職、全体の総人件費になってございます。令和2年度末の職員数は特別職を除き125名、これに再任用短時間職員が6名で、合計131名の職員となってございます。これは、定員適正化計画に基づいて職員採用を行つてきた結果でございます。

全体について、御説明いたします。資料一番下の行、会計合計欄を御覧ください。前年度比較において、特別職の給与が約92万円の減となっておりますが、これは新型コロナウイルス感染症の感染拡大により町民生活や地域経済への影響を考慮し、町長等、町三役に支給する6月の期末手当を20%削減した結果となってございます。

同様に、一般職給与のうち給料が約947万円、退職手当組合負担金のうち一般負担金が約448万円、共済費が約237万円、それぞれ増となっておりますのは、職員の増員によるものでございます。また、退職手当組合負担金のうち特別負担金は、当該年度の退職者の状況で負担するもので、令和2年度は退職者が前年度より少なかったため、前年度比較で約1,287万円の減となってございます。

公務災害補償基金負担金は、職員が公務上で災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償するため、その掛金を基金に負担するものでございますが、令和2年度は掛金の料率が前年度より下がったため、前年度比較で約3万8,000円の減となってございます。

人件費全体としては9億7,432万149円で、前年度から約743万円の減となってございます。

次に、一般会計の欄を御覧ください。一般会計における職員手当等が前年度比較で約961万円の減となってございますのは、前年度である令和元年度において、県知事、県議会議員、町長、町議会議員、参議院議員通常選挙の投開票や、台風上

陸により災害対応を図ったことによる職員手当の支給増が影響しているものでございます。

そのほか、各会計の実績は記載のとおりでございますが、費目ごとに前年度比で増減がございますのは、配置した職員実態を反映したものとなってございます。

人件費の御説明は以上となります。なお、本説明をもって各会計における人件費の御説明は省略させていただきますので、御了承いただきますようお願いいたします。

続いて、歳出の説明に移ります。

事業別説明書 22 ページをお開きください。

○企画総務部長兼財務課長（小宮好徳）

22 ページの財産管理費、庁舎整備事業費、2億7,511万3,728円になります。こちらは、旧庁舎の解体及び外構等、周辺環境整備工事を実施いたしました。また、新庁舎の備品購入及び移転費用でございます。

○総務課長（中戸川進二）

続きまして、上から3行目、総務費、財産管理費、庁用自動車整備事業費、395万5,703円でございます。ゼロカーボンシティを表明している本町において、二酸化炭素の排出を抑制する環境配慮への取組の一環として、一般社団法人次世代自動車振興センターの補助金を受けながら電気自動車1台を購入いたしました。

○企画政策課長（山口哲也）

続きまして、1つ飛ばしまして、企画費、公共交通対策関係費、28万3,000円です。多くの町民が利用する路線バスを安心して利用できるように、感染症対策を行うバス事業者に対して1台当たり2万円の補助を行ったものでございます。

○総務課長（中戸川進二）

続きまして、次のページになります。23 ページです。

上から4行目、電算管理費、新庁舎ネットワーク環境構築事業費でございます。令和2年5月からの新庁舎での業務開始に伴い、前年度から着手した庁舎内ネットワークシステムの構築、機器等の移設、各設定を行い、行政サービスが平常に行えるようOA機器の環境整備を行いました。

○教育委員会事務局参事（遠藤孝一）

1つ飛ばしまして、町民センター施設整備事業費でございます。412万3,000円。令和3年度の工事実施に向け、町民センター及び保健センター内部改修工事設計業務を行い、また、施設内部通信回線工事等を実施したものでございます。

○協働推進担当課長（遠藤直紀）

続きまして、1ページおめくりいただき、ページは24 ページになります。

上から2つ目、協働推進費、自治会運営推進事業費でございます。自治会を中心とした協働のまちづくりを進めるため、自治会交付金の交付や自治会活動保険の保険料補助等により自治会活動を支援いたしました。

○企画政策課長（山口哲也）

続きまして、1つ飛ばしまして、特別定額給付金給付関係費、18億1,107万7,712円です。計1万8,052人に対し、1人10万円の特別定額給付金を給付いたしました。給付率は99.8%となっております。

○総合窓口課長（土井直美）

その1つ下になります。戸籍住民台帳費、個人番号カード交付事務費になります。1,018万2,812円となります。こちらは、主に、地方公共団体情報システム機構へ個人番号カードに係る事務委託をし、この委託分負担金として支出しています。

○企画政策課長（山口哲也）

続きまして、3つ飛ばしまして、項、統計調査費、目、基幹統計調査等統計調査費、658万4,572円です。こちらは、令和2年国勢調査に要する調査員報酬等、諸経費を支出したものでございます。

○町民福祉部参事兼福祉介護課長（渡邊雅彦）

続きまして、次ページ、25ページになります。

一番上の民生費、社会福祉費、社会福祉総務費、福祉コミュニティプラン策定事業費、285万9,200円でございます。令和3年度から5年間の計画期間の第4期地域福祉計画と開成町社会福祉協議会の第6期地域福祉活動計画を、一体的な計画として福祉コミュニティプランとして策定いたしました。今回の福祉コミュニティプランでは、自殺対策計画、成年後見利用促進基本計画、再犯防止推進計画も合わせて策定しております。

続きまして、高齢者保健福祉計画等策定事業費、287万3,600円でございます。令和3年度から3年間の計画期間の第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定いたしました。前年度実施いたしましたアンケート結果を分析し、人口推計、介護サービスの利用見込みなど、分析と推計を実施いたしました。

1ページおめくりいただきまして、26ページになります。

一番下の障害者福祉費、自立支援給付関係費、3億4,105万5,076円になります。こちらは、障害程度の区分認定調査業務委託料と扶助費でございます。扶助費に関しましては、障害福祉サービス、入所施設利用者のサービス、児童福祉法に基づきます障害児通所支援サービス等でございます。特に、居宅サービス、通所支援などの障害福祉サービス費と放課後デイサービスなどの障害児通所支援サービス費の伸びが大きくなっています。

1ページおめくりいただきまして、27ページになります。

3項目めの障害者基本計画等策定事業費、227万6,800円でございます。令和3年度から3年間の計画期間の第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画を策定いたしました。国の基本方針や前期計画の成果目標に対する進捗状況などを踏まえ、障害福祉に関する施策、事業の一層の充実を図るため策定しております。

2ページおめくりいただきまして、29ページになります。

下から3段目の福祉会館管理費、6,989万6,092円になります。災害時

要援護者用拠点施設になっております福祉会館の多目的ホールの天井の落下防止対策のため、耐震補強対策と落下防止対策を実施いたしました。あわせて、楽屋周辺の雨漏り修繕工事を実施いたしました。また、新型コロナウイルス感染拡大に伴い福祉会館の閉館を実施したため、利用者数が大幅に減少したことにより発生いたしました減免保証金の返還と、休館・開館時間短縮に伴う会館管理料について返還いただきました。一方で、全館休館及び利用料金の大幅減収に伴う補償金補償額を支出いたしております。

○子育て健康課長（田中美津子）

1ページおめくりいただき、30ページを御覧ください。

一番下の段になります。子育て環境充実事業費、子ども・子育て支援活動を自発的・自主的に行う8団体に対して助成を行ったものでございます。そのうちの6団体につきましては、新型ウイルス感染症対策の啓発を目的とした布マスクの作成を行い、3歳、4歳の児童、1人2枚の356人に配付いたしました。

次のページ、31ページを御覧ください。

一番上の段になります。新型コロナウイルス感染症緊急対策事業費、こちらは、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、子育て世帯の生活支援のために町独自の給付金を支給いたしました。2つございます。1つ目は、開成町乳児子育て支援臨時給付金でございます。こちらは、特別定額給付金の期日を過ぎた7月31日までの間に出産した産婦に対して、お子さん1人について10万円を支給したものでございます。支給対象者は35名になります。もう1つは、開成町児童扶養手当受給者緊急支援給付金でございます。こちらにつきましては、児童扶養手当の受給者に対して3万円を支給したものでございます。対象者は132名でございました。

同じページの下から2段目でございます。新型コロナウイルス感染症対策補助金でございますけれども、こちらは町内の認可保育所の新型ウイルス感染症対策事業に対する補助金でございます。自動検温器、おもちゃ殺菌機、消毒物品等の購入に対して、国10分の10補助金を活用して実施いたしました。

次の段、子育て世帯臨時特別給付金関係費でございます。こちらは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援するため、児童手当受給者に対して1人1万円の臨時給付金を支給したものでございます。延べ支給児童数は2,599名です。こちらも、国10分の10の補助金活用でございます。

次のページ、32ページを御覧ください。

一番上の段、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費でございます。こちらも、ひとり親世帯臨時特別給付金に関する事務の経費に対する経費でございます。給付につきましては、神奈川県からの支払いがございます。

1ページ飛ばしまして、ページ、34ページを御覧ください。

上段、感染症対策事業費でございます。3行目を御覧ください。令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行を避けるため、65歳以上の高齢者と妊婦、未就学児童へのインフルエンザ予防接種を無料化とい

たしました。件数及び費用につきましては、資料を御覧ください。また、下から4段目、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、感染予防対策を講じ乳幼児健診や歯科健診を実施するために必要な物品を購入する経費を支出いたしました。また、流通量の少ない幼児用マスクを5歳児に配布するための経費を支出いたしました。

次の段です。新型コロナウイルス感染症緊急対策事業費、こちらは、妊産婦が不特定多数の人との接触を軽減して安全に妊産婦健診が受診できるよう、タクシー利用料金の助成を行いました。また、妊婦に布マスクを毎月定期的に配付するための経費といたしまして、郵送料1万7,000円を支出してございます。

○防災安全課長（小玉直樹）

すぐ1つ下になります。同じく、新型コロナウイルス感染症緊急対策事業費（防災安全課）になります。こちらにつきましては、説明書記載のとおり、町民のマスク不足解消のため、令和2年5月から6月にかけて、1世帯1,000円で不織布マスク100枚と引き換えることができるマスク有料頒布事業に要した経費でありまして、引換え率は83.8%でございました。

○町民福祉部参事兼福祉介護課長（渡邊雅彦）

続きまして、一番下の段、新型コロナウイルス感染症緊急対策事業費、福祉介護課分になります。福祉コミュニティバスの感染症対策といたしまして、消毒用アルコール製剤36リットルを購入しております。

○子育て健康課長（田中美津子）

次のページ、35ページの上段です。

新型コロナウイルスワクチン接種事業費でございます。新型コロナウイルスワクチン接種の準備のための入会費及び事務経費となります。

○都市経済部長兼環境上下水道課長（井上 新）

環境衛生費、斎場事務関係費。こちらは、小田原市斎場事務広域化協議会の構成町として運営経費を負担いたしました。

1つ飛びまして、ごみ処理関係費。こちらは、燃えるごみ、燃えないごみ、割れ物、粗大ごみなど、委託業者による収集、運搬、処理を適正に行ったものでございます。また、ごみ焼却処分等を行う足柄西部清掃組合の運営費負担を行いました。

1つ飛びまして、地球温暖化対策推進事業費。こちらは、低炭素で地球に優しいエネルギー社会実現のため、開成町ゼロ・エネルギー・ハウス導入等、補助金交付事業を実施したものでございます。

このページ最後の資源化推進事業費。こちらは、資源ごみ、缶、金物、瓶類、ペットボトル、紙、布、プラスチック製容器包装、こちらの収集及び再資源化を実施したものでございます。

次のページをお願いいたします。

2つ飛びまして、グリーンリサイクルセンター運営事業費。こちらは、グリーンリサイクルセンターに係る借地料、グリーンリサイクルセンターの指定管理料及び

利用料金減免分の補償金を支出いたしました。

○産業振興課長（熊澤勝己）

1つ飛びまして、農林水産業費、農業費、町の花あじさい維持管理事業費です。町の花あじさいの剪定、施肥、植え替え工事等のあじさいの里内の維持管理を行うとともに、あじさいの里親制度の普及に努めております。あじさいの剪定につきましては、毎年7月に実施しております。あじさい剪定ボランティアの中止に伴いまして、あじさい剪定業務委託につきましては、6月に補正をいただき増額して実施をしております。

次のページをお願いいたします。

上から2段目です。商工費、新型コロナウイルス感染症緊急対策事業費、産業振興課分です。新型コロナウイルス感染症拡大に伴う被害を受けた中小企業への支援ということで、国の支援が行われない収入減20%から50%の事業者に対して緊急支援金として20万円、また、感染症対策としての神奈川県の協力金を受けた事業者に対して、上乗せで5万円の支給をしております。

ページの一番下のあしがり郷瀬戸屋敷運営事業費です。指定管理者による瀬戸屋敷の管理に伴う指定管理料の支出とともに、老朽化しました母屋のかやぶき屋根の改修を4年間計画の1年目ということで実施をしております。

○街づくり推進課長（高橋清一）

次、次ページに移ります。38ページです。

下から3つ目、款、土木費、項、道路橋りょう費、目、道路新設改良費、町道改良事業費、4,548万2,657円でございます。こちらは、安全・安心な道路ネットワークの形成、交通の円滑化を図るため、町道204号線、235号線、292号線の3路線について事業を推進いたしました。

町道204号線では、道路拡幅に御協力いただいた方の補償調査を実施し、用地買収を進めるとともに、既に確保いたしました場所について、改良工事を51メートル実施いたしました。町道235号線では、用地買収を進めるとともに電柱の移設というのを実施いたしました。そして、町道292号線では、改良工事を42メートル実施いたしました。実施場所については、資料1、主要箇所図に記載してございますので、後ほど御覧ください。

○区画整理担当課長（井上 昇）

続きまして、次のページをおめくりください。

4段目、駅前通り線周辺地区土地区画整理事業費、1,446万9,400円でございます。こちらは、事業認可図書等を作成したものでございます。

○防災安全課長（小玉直樹）

それでは、説明資料40ページ、次のページになります。

下から2つ目の災害対策費、防災行政無線整備事業費になります。こちらにつきましては、防災行政無線デジタル化整備工事等の工事費、委託料を支出したものでございます。

次に、説明資料41ページの一番上、災害対策推進事業費になります。こちらにつきましては、防災備蓄品や資機材の整備のほか、電柱に避難所や浸水想定深を表示した「まるごとまちごとハザードマップ」の設置、また、松ノ木河原多目的広場内に建設した防災倉庫などの建設費用となってございます。

その下になります。減災対策事業費につきましては、震災時の通電火災防止のため、平成29年度から4か年の事業として設置促進を進めてまいりました感震ブレーカー設置事業において、設置された自治会及び個人に対し補助金を交付したものでございます。令和2年度の交付決定件数は、説明書記載のとおり544件でございました。

○学校教育課長（岩本浩二）

続きまして、ページ、43ページをお願いいたします。

教育費、教育総務費、事務局費、校務用パソコン管理費、1億6,146万6,940円になります。こちらは、園・学校が保有する校務用パソコン118台の管理、また、GIGAスクール構想実現のために行いました校内LAN工事、電源キヤビネット、児童・生徒1人1台の端末1,767台等、必要な工事、備品整備を行いました。

続いて、44ページ、上から5つ目になります。事務局費、新型コロナウイルス感染症緊急対策事業費、2,293万5,594円でございます。感染症拡大防止のため、幼・小・中学校の安全な教育活動に必要となる消耗品、備品、空調設備設置工事等を実施いたしました。加湿器等も、こちらで購入をしてございます。

3つ飛ばしまして下から2つ目、施設整備事業費、450万円でございます。開成小学校の管理教室棟、低学年棟のトイレ14基及び体育館のトイレ4基につきまして、洋式化の工事を実施してございます。

1ページ飛ばしまして、46ページをお願いいたします。

下から2つ目、中学校費、学校管理費、施設整備事業費でございます。685万3,000円となります。文命中学校大規模改修工事基本設計及び実施設計の実施、それに加えて、アスベスト含有建材分析調査もこちらで行ってございます。

○教育委員会事務局参事（遠藤孝一）

49ページをお開きください。

下から4番目、開成水辺スポーツ公園管理運営事業費でございます。開成水辺スポーツ公園管理センターの談話室のエアコン設置工事を実施しました。また、公園の管理運営を指定管理者により適切に行いました。年間利用者数は6万2,450人と、前年比3万3,207人の減は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による閉鎖期間、利用規制があつたためでございます。

○企画総務部長兼財務課長（小宮好徳）

続きまして、公債費になります。町債元金償還金、4億1,658万4,689円でございます。こちらは、町債に対する元金返済分となってございます。令和2年度末町債残高は、68億6,986万4,000円となります。

その下の利子になります。町債償還利子、4, 074万7, 635円、町債に対する利子分返済でございます。

歳出の説明は以上でございます。

続きまして、決算書を御覧いただきたいと思います。決算書は、76ページになります。76ページ、よろしいでしょうか。

実質収支に関する調書となります。歳入総額88億9, 898万2, 881円、歳出総額83億5, 905万6, 128円、歳入歳出差引額5億3, 992万6, 753円、翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額6, 891万9, 250円、実質収支額4億7, 100万7, 503円でございます。

続きまして、令和2年度の財産に関する調書、決算書79ページでございます。財産に関する調書になります。決算年度中に増減があったものについて、御説明申し上げます。

まず、公有財産の土地及び建物でございます。

まず、土地になります。区分が公共用財産のその他の施設として、年度中増減、532.32平米の増でございます。年度末現在高は、4万3, 772.59平米でございます。こちらの増の要因は、みなみ地区の用地購入に伴うものでございます。年度末現在高は、16万7, 490.31平米となります。

次に、建物の増減明細でございます。区分、本庁舎になります。建物の非木造になります。年度中増減、マイナス1, 907.21平米、年度末現在高、3, 961.53平米でございます。旧庁舎の解体に伴う減でございます。それと、マイクロバス倉庫改定に伴う減、この2つでございます。その他の施設、非木造、年度中増減、マイナス270.53平米、年度末現在高、1万72.78平米、旧庁舎の横にありました各種団体施設解体に伴う減でございます。建物の年度末現在高は、合計欄、4万4, 078.07平米となります。

次の80ページの物品の説明は省略させていただきたいと思います。

続いて、84ページになります。

3の債権になります。育英奨学金貸付金になります。こちらの貸付けにつきましては、令和2年度中、112万9, 000円が返済されましたので、現在高は280万9, 000円となります。

4、基金に移ります。基金の表につきましては、四捨五入によりまして千円単位で記載しておりますので、歳出決算額との比較において千円単位で不整合となる場合がございますので、御了承いただきたいと思います。

1、減債基金、利子収入を7, 000円積み立てまして、年度末残高は1, 291万4, 000円となってございます。

財政調整基金です。1億5, 000万円を取り崩し、その後、1億5, 000万円と利子収入3万3, 000円を基金に積み立て、年度末残高は5億7, 985万5, 000円となります。

育英奨学金貸付基金でございます。年度の返済分112万9, 000円を積み立

て、年度末現在高は 2, 286万4, 000円でございます。

学校校舎等整備基金、こちらは変動ございません。

社会福祉基金、3万円の寄附金がございましたので、それを積み立て、年度末現在高は 108万9, 000円でございます。

商工振興事業基金、こちらも変動ございません。

教育振興基金、寄附金 103万円を積み立て、年度末残高は 122万円でございます。

あしがり郷瀬戸屋敷基金、こちらは変動ございません。

開成の夢を育てるあじさい基金、こちらも変動ございません。

公共施設整備基金、1億円を取り崩しましたので、3億2, 000万円でございます。

開成駅前第2公園「ロンちゃん」基金は、変動ございません。

森林環境譲与税基金、232万2, 000円を積み立て、年度末残高は 341万4, 000円でございます。

みなみ地区植栽維持管理事業基金、485万円を積み立て、年度末現在高は 485万円でございます。

国民健康保険財政調整基金、6, 000万円を積み立て、年度末現在高は 2億2, 571万4, 000円でございます。

国民健康保険高額療養費貸付基金、変動はございません。

介護保険財政調整基金、1, 800万円を積み立て、年度末残高は 2億6, 584万7, 000円でございます。

高額介護サービス費貸付基金は、変動ございません。

以上となります。

以上、これをもちまして令和2年度一般会計歳入歳出決算書の説明を終了とさせていただきたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

暫時休憩といたします。再開を 10 時 15 分とします。

午前 10 時 01 分

○議長（吉田敏郎）

再開します。

午前 10 時 15 分

○議長（吉田敏郎）

日程第2 認定第2号 決算認定について（国民健康保険特別会計）の細部説明を担当課長に求めます。

総合窓口課長。

○総合窓口課長（土井直美）

それでは、認定第2号 決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度開成町国民健康保険特別

会計歳入歳出決算は別冊のとおりにつき、監査委員の意見をつけて認定を求める。

令和3年9月7日提出、開成町長、府川裕一。

では、決算書85ページをお開きください。次のページ、87ページです。

国民健康保険特別会計歳入歳出決算総額、歳入、歳入予算現額16億3,109万8,000円、歳入決算額15億7,090万6,057円。歳出、歳出予算現額16億3,109万8,000円、歳出決算額15億427万4,616円。歳入歳出差引額6,663万1,441円、うち基金繰入額0円。

令和3年9月7日提出、神奈川県足柄上郡開成町長、府川裕一。

次のページをお開きください。88ページ。

令和2年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算書、まず、歳入です。1款の国民健康保険税から8款の諸収入まで、歳入合計、予算現額16億3,109万8,000円、調定額16億6,442万2,759円、収入済額15億7,090万6,057円、不納欠損額756万7,400円、収入未済額8,594万9,302円。

続いて、89ページ、歳出になります。1款の総務費から8款予備費まで、歳出合計、予算現額16億3,109万8,000円、支出済額15億427万4,616円、翌年度繰越額0円、不用額1億2,682万3,384円。歳入歳出差引残額は、6,663万1,441円です。

では、詳細を説明いたします。決算書の附属資料、238ページをお開きください。238ページ、右下の参考欄、加入の状況から御説明いたします。

令和3年3月31日現在の世帯数と被保険者数です。加入世帯は1,986世帯で、前年度から1世帯の減。次に、被保険者数は3,130人で、前年度から25人の減となります。年間の傾向といたしまして、被保険者数の減少の鈍化が見られます。これは、国民健康保険から社会保険への加入者数が減少したのが主な原因と思われます。

では、少し戻りまして、236ページをお開きください。236ページ、こちらの表を基に国民健康保険特別会計全体の決算の状況を説明いたします。

歳入、歳出とも、前年度決算額と比べ6,400万円ほど減となっております。主な要因といたしまして、歳入、歳出とも構成比の大きい給付費の減によるものです。歳入では、5、県支出金の保険給付費等交付金が前年度から8,281万8,000円、マイナスとなってございます。これは市町村が支払う保険給付費等に対する交付金でして、歳出の保険給付費のほぼ同額が交付されます。よって、歳出のうち、2、保険給付費が前年度から8,516万9,000円減っています。新型コロナウイルス感染症の影響により、受診控えによるものと考えられます。

では、こちらの歳入、保険税について説明いたします。事業別説明書は51ページからになります。

国民健康保険税、決算額3億3,389万6,000円。保険税の収入額が前年度より360万6,000円ほどマイナスとなっています。こちらは、減免、その

他の理由により調定額そのものが前年度より減となったため、収納額自体も減となつたものです。

一方、保険税の徴収率についてです。それぞれの徴収率等については、事項別明細書に記載されたとおりでございます。現年度分全体の徴収率は 9.5. 93%、前年度 9.4. 93%、1.4% 伸びております。逆に、過年度分徴収率は 1.4. 22%、前年度 1.4. 35%、0.9% 減少した状況となってございます。

次に、歳入の 3、国庫支出金です。こちらは新たな補助金として、新型コロナウイルス感染症の影響で国保税を減免した減収に対する補填となってございます。

5 の県支出金は、先ほど説明いたしました保険給付費等に対する交付金です。

次に、前年度 4.5. 3% 増となっている繰越金についてです。こちらの増の原因といたしましては、積立金が、2 年度は 6,000 万、積立てていますが、その前の年、元年度は 2,200 万円の積立てだったことが影響しています。

また、収納額としては小さいですが、伸び率として大きい諸収入になります。前年度と比べ 400 万ほどの増となってございます。こちらは、延滞金が 150 万、国保事業費納付金精算金 250 万の増が要因となってございます。

続いて、そのまま附属資料 236 ページ、右側、歳出の状況についてです。事業別説明書は 54 ページからになります。

総務費、前年度から 612 万 4,000 円の減となってございます。こちらは、職員給与費の減が影響してございます。

2 の保険給付費は、先ほど申し上げたとおり、療養給付費等の減によるものです。

こちらにつきまして、その下、237 ページ、右側の医療給付の状況を御覧ください。療養の給付、療養費、高額療養費等について、件数、費用額を記載しております。なお、費用額は医療に係る自己負担額を含めたものため、歳出科目的保険給付額とは一致しません。給付の状況としまして、葬祭費が前年度より 11 件の増以外は全てマイナスとなってございます。療養諸費計は 12 億 1,584 万 8,000 円、昨年度よりマイナス 8% の減となってございます。

同じく 237 ページ、左下、経理関係諸比率を御覧ください。中段辺り、1 人当たり療養諸費用額は 38 万 2,462 円で、前年度から 2 万 8,375 円、1 人当たりの療養費がマイナスとなってございます。率にして、マイナス 7% となってございます。

では、歳出の続きとなります。3 の国民健康保険事業費納付金、決算額 3 億 8,415 万 5,000 円、前年度から 362 万 8,000 円の減となってございます。こちらは、県が市町村から徴収した納付金を特別会計として運営し、県内市町村の国民健康保険給付費等交付金、普通交付分に充てられるものです。

続きまして、5、保健事業費、決算額 1,175 万 5,000 円、前年度から 572 万 2,000 円の減となってございます。こちらの事業費は、40 歳から 74 歳の被保険者に対して特定健康診査や特定保健指導をする経費、医療費を通知するなどの医療費適正化事業に関する経費などです。令和 2 年度は、新型コロナウイル

ス感染症の影響により集団特定健診を中止するなど、事業を縮小したことによる支出減となってございます。

では、最後に 102 ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額 15 億 7, 090 万 6, 057 円、2、歳出総額 15 億 427 万 4, 616 円、3、歳入歳出差引額 6, 663 万 1, 441 円、4、翌年度へ繰り越すべき財源は 0 円です。5、実質収支額は 6, 663 万 1, 441 円となります。

説明は以上となります。

○議長（吉田敏郎）

以上で、認定第 2 号 決算認定について（国民健康保険特別会計）の細部説明を終了します。

日程第 3 認定第 3 号 決算認定について（介護保険事業特別会計）の細部説明を担当課長に求めます。

町民福祉部参事兼福祉介護課長。

○町民福祉部参事兼福祉介護課長（渡邊雅彦）

それでは、介護保険事業特別会計の決算につきまして御説明いたします。

まず、認定第 3 号 決算認定について。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度開成町介護保険事業特別会計歳入歳出決算は別冊のとおりにつき、監査委員の意見をつけて認定を求めます。

令和 3 年 9 月 7 日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、決算書の 105 ページをお開きください。

介護保険事業特別会計歳入歳出決算総額。歳入、歳入予算現額 12 億 3, 709 万 8, 000 円、歳入決算額 12 億 3, 269 万 6, 304 円。歳出、歳出予算現額 12 億 3, 709 万 8, 000 円、歳出決算額 11 億 8, 999 万 8, 210 円。歳入歳出差引額 4, 269 万 8, 094 円、うち基金繰入額 0 円。

令和 3 年 9 月 7 日提出、神奈川県足柄上郡開成町長、府川裕一。

次のページをお開きください。

歳入でございます。1 款の保険料から 9 款の諸収入まで。

続きまして、次のページを御覧ください。

歳出でございます。1 款の総務費から 7 款の予備費まで、右下の記載の歳入歳出予算残額につきましては、4, 269 万 8, 094 円でございます。

それでは、介護保険事業特別会計の決算の全体像を御確認いただくために、恐れ入りますが、附属資料の 239、240 ページを御覧いただきますようお願い申し上げます。よろしいでしょうか。

まず、239 ページになります。

歳入決算額ですが、1、保険料から 9、諸収入まで、合計 12 億 3, 269 万 6, 000 円でございます。令和元年度は 12 億 194 万 7, 000 円ですので、3, 074 万 9, 000 円の増となっております。前年に比べて 2.6 % の増となりま

す。

次の歳出は、1、総務費から7、予備費まで、決算額の合計で11億8,999万8,000円。令和元年度は11億6,530万7,000円ですので、2,469万1,000円の増ということで、2.1%の増となります。

歳入のほうに戻りまして構成比を見ますと、1の保険料が24.8%と最も多く、続いて4の支払基金交付金が24.7%となっております。保険料につきましては、被保険者の数の増により前年度比163万3,000円、0.5%の増加となりました。支払基金交付金や3の国庫支出金、5の県支出金につきましては、歳出側の保険給付費との見合いとなります。歳入の構成比につきましては、前年度に比べ大きな変動はございません。

続きまして、歳出へ移ります。2の保険給付費の決算額は10億9,558万4,000円で、構成比は92.1%です。前年度より7,164万6,000円、7.0%の増加となりました。これは、認定者の増加に伴い介護給付費が伸びていることによるものと思われます。

続きまして、下段左の保険料の状況でございます。今年3月末の第1段階から第13段階までの所得段階別被保険者数は、合計で4,494人でございます。右側の徴収方法別収納状況の現年分特別徴収について、還付未済を含んでおりまつて収納額が調定額を上回っておりますが、収納率は100%となっております。次の普通徴収につきましては、収納率が95.3%となっております。

次の滞納繰越分につきましては、6.0%の徴収率となっております。現年分、滞納繰越分を合わせまして98.6%になりますが、現年分につきましては、納め忘れ通知などによりまして前年度を上回っておりますが、滞納繰越分はコロナの影響によりまして臨戸訪問等ができなかったことにより、昨年度よりも収納率が下がっているような状況でございます。

では、恐れ入りますが、1ページおめくりいただきまして、240ページを御覧いただいてよろしいでしょうか。

240ページ、一番上の要介護（支援）認定者数となります。被保険者数は、1号、2号、合わせた合計が748人となります。昨年は726人でしたので、22人の増となっております。

続きまして、その下のサービスの利用状況に移ります。①の施設サービスの実績は、特別養護老人ホームが41人、老人保健施設が50人、介護療養型医療施設が1人、指定介護医療院が1人、合計93人となっております。昨年度は合計しまして85人でございましたので、前年度対比の内訳といたしましては、特別養護老人ホームが2人増、老人保健施設が7人増というような形になっております。介護療養型の医療施設については、1人減という形になります。

続きまして、②の住宅介護サービスへ移ります。延べの受給者数につきましては、一番右の欄にありますように5,486人となっております。前年度と比べまして、243人の増という形となっております。

続きまして、③の地域密着型サービスでございますが、介護度別的人数は資料記載のとおりでございます。延べ受給者数につきましては1,852人で、前年度より67人の増となっております。

続きまして、右側の④サービス種類別年間利用件数でございます。介護サービスと介護予防サービスを合わせた件数を記載させていただいております。

それでは、続きまして、歳入歳出決算事項別説明書を御覧ください。ページは、57ページから59ページが歳入、60ページから63ページが歳出となります。こちらの中の特徴的な項目について、御説明いたします。

まず、歳入でございますが、57ページ、一番上の保険料になります。保険料でございます。介護保険料の第1号被保険者保険料についてですが、滞納繰越分につきましては、転出による不明者や死亡者によりまして10名、77万8,530円を不納欠損処理とさせていただいております。

続きまして、下から2つ目の国庫支出金、国庫補助金、保険者機能強化推進交付金となります。地域包括ケアシステムの進化・推進に取り組むため、市町村は高齢者の自立支援、重度化防止の取組を推進するとされておりまして、市町村の取組に対する達成指標に応じまして国の予算の範囲内で配分をされているような状況でございます。

続きまして、恐れ入りますが、1ページおめくりいただきまして、58ページになります。

一番上の介護保険事業補助金の新型コロナウイルス感染症対策啓発事業費補助金となります。コロナ禍によります活動自粛の状況を受けまして、介護予防のための広報支援として、高齢者の方が自宅でできる運動や健康のチラシを作成いたしました事業に対する補助金でございます。

続きまして、次の介護保険保険者努力支援交付金となります。令和2年度に新設されました交付金で、市町村が行う介護予防健康づくり事業に対するものでございます。開成町では、一般介護予防事業と包括支援事業に充当しております。

続きまして、次の介護保険災害等臨時特例補助金となります。新型コロナウイルス感染症によりまして、一定程度収入が下がった被保険者の方の介護保険料減免分に対する国の補助金となります。令和2年度の対象者は1件で、減免額は8万4,000円でございました。減免額の10分の6を国が町に対して補助をしている状況でございます。

続きまして、歳出でございます。60ページを御覧いただいてよろしいでしょうか。

3番目の総務費、総務管理費、一般管理費、新型コロナウイルス感染症緊急対策事業費でございます。歳入でも御説明いたしましたが、コロナ禍による活動自粛の状況を受けまして、介護予防のための広報支援といたしまして、高齢者の方が自宅でできる運動や健康のチラシを運動、健康、それぞれ3,300枚作成いたしまして、高齢者の方のいらっしゃる家庭2,963世帯に配布をいたしまして介護予防

のための情報提供を実施いたしました。

続きまして、1つ飛ばしていただきまして、介護認定審査会費、認定調査費、認定調査関係費となります。こちらにつきましては、新型コロナ感染症の影響によりまして面会禁止によりまして調査を受け入れない事業者がございました。また、御本人から等の申入れによりまして認定期間を12か月延長できる特例制度の活用もありまして、訪問調査及び主治医意見書作成の件数、いずれも100件以上減少しているような状況がございます。

続きまして、62ページを御覧いただいてよろしいでしょうか。

上から4項目めになります。地域支援事業費、介護予防・日常生活支援総合事業費、一般介護予防事業費になります。新型コロナウイルス感染症の影響で、いきいき元気塾、いきいき健康体操指導員育成養成講座は中止とさせていただきました。感染予防対策に配慮いたしまして、介護予防把握事業として70歳、75歳の方を対象にアンケートを実施いたしまして、早期に介護予防の取組が必要な方にケアマネジメントを実施いたしました。また、感染症対策に配慮し、集団方式のいきいき俱楽部を個別方式に変更、また、いきいき健康体操指導員の地域での活動も屋外で実施いただくなど、工夫を凝らして実施してきました。

続きまして、1つ飛ばしていただきまして、包括的支援事業費になります。この中で、認知症総合支援事業として令和2年度に認知症ガイドブックを作成いたしました。認知症の方の症状の進行に合わせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるのか、具体的な機関名やケアの内容等を認知症の方とその御家族に提供することを目的としております。認知症ガイドブックにつきましては、社会福祉協議会や認知症ボランティアの方に配付するとともに、町のホームページ、それから広報かいせい9月号においても紹介をさせていただいております。

それでは、最後に決算書にお戻りいただきまして、恐れ入ります、122ページ、御覧いただいてよろしいでしょうか。よろしいでしょうか。

実質収支に関する調書となります。1、歳入総額12億3,269万6,304円、2、歳出総額11億8,999万8,210円、3、歳入歳出差引額4,269万8,094円、4、翌年度へ繰り越すべき財源は0円、5、実質収支額4,269万8,094円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額0円。

御説明は以上となります。

○議長（吉田敏郎）

以上で、認定第3号 決算認定について（介護保険事業特別会計）の細部説明を終了します。

日程第4 認定第4号 決算認定について（給食事業特別会計）の細部説明を担当課長に求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（岩本浩二）

それでは、御説明をさせていただきます。

認定第4号 決算認定について（給食事業特別会計）。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度開成町給食事業特別会計歳入歳出決算は別冊のとおりにつき、監査委員の意見をつけて認定を求めます。

令和3年9月7日提出、開成町長、府川裕一。

決算書125ページをお開きください。

給食事業特別会計歳入歳出決算総額でございます。歳入、歳入予算現額8,721万9,000円、歳入決算額8,577万1,561円。歳出、歳出予算現額8,721万9,000円、歳出決算額8,512万3,559円。歳入歳出差引額64万8,002円、うち基金繰入額は0円となります。

令和3年9月7日提出、神奈川県足柄上郡開成町長、府川裕一。

次ページ、126ページを御覧ください。

令和2年度給食事業特別会計歳入歳出決算書になります。歳入につきましては、1款諸収入から3款繰越金まで、歳入合計、予算現額8,721万9,000円、調定額8,598万2,411円、収入済額8,577万1,561円、不納欠損額0、収入未済額が21万850円となります。

127ページをお願いいたします。

歳出につきましては、1款給食事業費、2款予備費として、歳出合計、予算現額8,721万9,000円、支出済額8,512万3,559円、翌年度繰越額は0、不用額209万5,441円となります。

それでは、附属資料241ページをお願いいたします。こちらで御説明をさせていただければと思います。特徴的な部分のみ、お話をさせていただきたいと思います。

まず、歳入の部分でございますが、令和元年度、令和2年度との比較におきまして、繰入金が0.6%から7%に増加しております。こちらにつきましては、昨年4月、5月の緊急事態宣言での学校休業を受けまして、議員の皆様から8月に実施いたしました9日分の給食の御支援をいただいたことで一時的に繰入金が増加したため、構成比が今年度のみ上がっているものでございます。

あわせまして、給食の実施回数につきましては、そこに御覧いただいているとおりですが、先ほど申し上げました緊急事態宣言の影響によりまして、幼・小・中とともに、おおむね20回程度、実施回数が減少してございます。

それでは、決算書にお戻りいただきまして、133ページをお願いいたします。

すみません。実質収支に関する調書になります。給食事業特別会計、歳入総額8,577万1,561円、歳出総額8,512万3,559円、歳入歳出差引額64万8,002円、翌年度へ繰り越すべき財源は0、実質収支額64万8,002円となります。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

以上で、認定第4号 決算認定について（給食事業特別会計）の詳細説明を終了します。

日程第5 認定第5号 決算認定について（後期高齢者医療事業特別会計）の細部説明を担当課長に求めます。

総合窓口課長。

○総合窓口課長（土井直美）

それでは、認定第5号 決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度開成町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算は別冊のとおりにつき、監査委員の意見をつけて認定を求めるます。

令和3年9月7日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、決算書135ページをお開きください。1枚めくりまして、137ページ、後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算総額でございます。

歳入、歳入予算現額2億4,289万1,000円、歳入決算額2億4,069万1,013円。歳出、歳出予算現額2億4,289万1,000円、歳出決算額2億2,998万9,837円。歳入歳出差引額1,070万1,176円、うち基金繰入額0円。

令和3年9月7日提出、神奈川県足柄上郡開成町長、府川裕一。

次のページをお開きください。138ページ、歳入です。

令和2年度後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算書、歳入です。1款後期高齢者医療保険料から5款諸収入まで、歳入合計、予算現額2億4,289万1,000円、調定額2億4,058万2,923円、収入済額2億4,069万1,013円、不納欠損額12万2,820円、収入未済額23万910円。

続いて、139ページ、歳出です。

1款の総務費から4款の予備費まで、歳出合計、予算現額2億4,289万1,000円、支出済額2億2,998万9,837円、翌年度繰越額0円、不用額1,290万1,163円、歳入歳出差引額は1,070万1,176円です。

では、詳細を説明いたしますので、恐れ入ります、附属資料の242ページをお開きください。

全体の状況でございます。242ページ、下段の表の被保険者の推移となります。令和2年度末の被保険者数は2,342人で、前年度から78人増えています。毎年、被保険者数は増加しておりますが、前年度比としては伸び幅が減っている状況です。ちなみに、前年度比3.45%は、県内市町村1位の伸びとなってございます。

上の表の歳入歳出表を御覧ください。後期高齢者医療特別会計のうち、歳入の83.6%を1の後期高齢者医療保険料が、歳出では98.8%を2の後期高齢者医療広域連合納付金で構成されています。歳入の保険料として収納したものは、歳出

の納付金として広域連合へ納める仕組みとなっております。

それでは、歳入の保険料から説明いたします。参考までに、事業別説明書は66ページからとなっております。説明は附属資料のほうで説明させていただきます。

1の保険料は、前年度と比較しまして1,785万9,000円の増となってございます。被保険者の伸びとともに収納額も伸びてございます。事業別説明書にも記載しておりますが、現年度分普通徴収の徴収率は99.6%、滞納繰越分の徴収率は23%、不納欠損は12万2,820円で、5名分を欠損いたしました。

歳入のほうの繰入金です。こちらは、低所得者保険料軽減分や徴収等に係る事務費等を県負担分と合わせて一般会計から繰り入れているものです。357万1,000円の増となっております。

繰越金は、前年度からマイナス3万5,000円となっております。

5の諸収入です。前年度広域連合納付金の精算による還付金で、死亡等による過年度保険料の還付相当分です。

右側、歳出を御覧ください。1の総務費、決算額258万5,000円、昨年度から37万7,000円の増となってございます。こちらは、昨年度、増額補正しましたシステム改修対応による負担金の増が影響しています。

2の後期高齢者医療広域連合納付金、後期高齢者医療広域連合へ町が徴収した保険料相当額と軽減分相当額を納付しています。前年度比、プラス1,913万4,000円の伸びとなってございます。

3の諸支出金、こちらは死亡等による過年度保険料の還付で、25件、還付いたしました。元年度は41件となっております。

では、決算書に戻りまして、147ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額が2億4,069万1,013円、2、歳出総額2億2,998万9,837円、3、歳入歳出差引額1,070万1,176円、4、翌年度へ繰り越すべき財源は0円でございます。5、実質収支額1,070万1,176円となります。

説明は以上となります。

○議長（吉田敏郎）

以上で、認定第5号 決算認定について（後期高齢者医療事業特別会計）の細部説明を終了します。

日程第6 認定第6号 決算認定について（水道事業会計）、日程第7 議案第41号 令和2年度開成町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての細部説明を担当課長に求めます。

都市経済部長兼環境上下水道課長。

○都市経済部長兼環境上下水道課長（井上 新）

それでは、認定第6号 決算認定について（水道事業会計）。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和2年度開成町水道事業会計歳入歳出決算は別冊のとおりにつき、監査委員の意見をつけて認定を求める。

令和3年9月7日提出、開成町長、府川裕一。

最初に、決算書の159ページをお開きいただきたいと思います。

令和2年度開成町水道事業報告書。

1、概況、(1)総括事項。令和2年度末の給水装置使用数は7,973個で、前年度に比べ81個の増となり、給水人口は1万8,246人で、前年度に比べ196人の増となりました。また、年間総有収水量は209万3,481立方メートルで、前年度に比べ8万2,561立方メートルの増となりました。

上水道設備の維持管理につきましては、安定給水を継続するため水道施設の耐震化・更新工事を計画的に進めており、令和2年度は榎下浄水場配水池耐震補強工事、高台第二浄水場配水池高区及び低区水位計更新工事等を実施しました。また、令和元年度に着手した中央監視装置更新工事が完了しました。

経営状況については、収益的収入は2億4,388万431円で、給水収益と他会計補助金が主な収入源となっています。なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症による影響から、町民の暮らしを守る緊急対策の1つとして、水道料金の基本料金全額の減免を2期にわたり実施しました。これにより水道料金収入は減となりましたが、一般会計からの補助金により財源補填を行いました。

収益的支出は2億1,349万2,009円で、原水浄水配水及び給水費と減価償却費が大きな割合を占めています。

この結果、当年度純利益は3,038万8,422円となりました。

資本的収入及び支出については、資本的収入は6,963万8,300円で、企業債と他会計負担金が主な収入源となっています。

資本的支出は2億5,519万9,110円で、増設改良費と企業債償還金が主な内訳となります。

次に、決算書の151ページをお開きください。

令和2年度開成町水道事業決算報告書でございます。1、収益的収入及び支出です。こちらは、水道事業の経営・運営を行うための経常的収支予算に対する決算状況を表したものでございます。

収入です。第1款水道事業収益の収入予算合計額が2億6,632万7,000円に対しまして決算額は2億6,313万5,325円で、予算に対して319万1,675円の減となりました。

次に、支出です。第11款水道事業費用の決算額は2億1,704万7,643円となってございます。

次に、152ページをお開きください。

(2)としまして、資本的収入及び支出です。この項目は、水道水を供給するための水道施設の新設や改造などの投資的経費の収支予算に対する決算状況を表したものでございます。

収入です。第2款の資本的収入の予算合計額が7,201万7,000円に対しまして決算額は6,963万8,300円となり、237万8,700円の減とな

りました。

支出です。第12款資本的支出の決算額は2億7,313万8,215円で、不用額は1,246万7,785円です。

なお、欄外に記載のとおり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては、公営企業法の会計処理基準にのっとり補填をしてございます。

次に、166から171ページの収益費用明細書及び資本的取支明細書でございますが、こちらにつきましては、詳細を令和2年度開成町歳入歳出決算事業別説明書により御説明いたしますので、説明書の68ページをお開きください。

令和2年度決算事業別説明書（水道事業会計・歳入）。区分といたしまして収益的収入、1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益、水道使用料でございます。こちらは、令和2年度に調定をいたしました水道使用料の収益となっております。ただし、コロナ対策といたしまして2期分、4か月の基本料金全額の減免を実施したため、減収となってございます。

2目受託工事収益、給水工事加入金。こちらは、令和2年度に調定した水道利用加入金でございます。

3目その他の営業収益、こちらは各種手数料の収入となってございます。

続きまして、2項営業外収益、1つ飛びまして、2目他会計補助金。こちらは、コロナ対策で減免に伴いまして一般会計から補助金として受け入れているものでございます。

4目長期前受金戻入益、こちらは、減価償却費のうち補助金等で取得した部分の戻入益となってございます。

続きまして、区分が資本的収入になります。2款資本的収入、1項分担金、1目配水管布設分担金。こちらは、配水管布設分担金、下水道工事に伴う配水管布設替え工事に係る分担金となってございます。

2項負担金、1目他会計負担金、消火栓設置費負担金。こちらは、消火栓15基の更新に係る負担金となってございます。

次のページになります。69ページになります。

今度は、歳出になります。区分といたしまして収益的支出、11款水道事業費用、1項営業費用、1目原水浄水配水及び給水費。こちらは、水質検査であったりとか給配水に係る経費となってございます。

2つ飛びまして、4目有形固定資産償却費、有形固定資産の減価償却経費となってございます。

5目資産減耗費、こちらは有形固定資産の除却経費となってございます。

2項営業外費用、1目支払利息。こちらは、令和2年度当初、企業債の残高に対する利子の返済分でございます。

続きまして、資本的支出になります。12款資本的支出、1つ飛びまして、2項の増設改良費、配水施設整備工事費。こちらは、老朽化した建物、設備及び管の更新工事を実施したものでございます。以下、6事業を実施しております。

2目メーター費、8年経過したメーター994個の交換工事を実施したものでございます。

3項企業債償還金、1目企業債償還金。水道事業債51件に対する元金償還金となつてございます。

改めまして、決算書のほうにお戻りいただきたいのですけれども、153ページをお開きください。

令和2年度開成町水道事業損益計算書でございます。この計算書は、令和2年度の1年間の損益について、税抜きで計算したものとなっております。下から4行目、収益から費用を差し引いた額である当年度純利益は3,038万8,422円となりました。

次に、154ページをお開きください。

こちらは、令和2年度開成町水道事業剰余金の計算書でございます。この計算書は、水道事業の企業内に留保している剰余金及び資本金の変動額を表示したものでございます。

次に、156ページをお開きください。

こちらは、令和2年度開成町水道事業貸借対照表でございます。こちらは、税抜きの表示となってございます。この表は、令和2年度末における水道事業の財政状況を資産と負債、資本の部に区分し、対照した表でございます。下から4行目、利益剰余金合計3億8,654万4,385円、こちらが令和2年度末における水道事業会計の剰余金となってございます。

続きまして、160ページをお開きください。

ここから、附属資料の説明でございます。最初に説明いたしました事業報告の続きになります。

2、業務、(1)業務量でございますが、表中の1行目、年度末給水人口は1万8,246人、前年度と比較して196人の増となってございます。

次に、中ほどの年間配水量は215万9,582立方メートル、1日平均では5,917立方メートルとなりました。

下段の年間有収給水量は209万3,481立方メートルで、有収率は96.9%となっております。

以下、事業収入に関する事項、事業費用に関する事項、建設工事の概況、主要契約の要旨、企業債の概況となってございます。後ほど御覧いただきたいと存じます。

次に、164ページを御覧いただきたいと思います。

こちらは令和2年度開成町水道事業キャッシュフロー計算書で、資金の流れを表したものでございます。こちらも、後ほど御覧いただきたいと思います。

続いて、165ページを御覧ください。

このページは財務諸表に関する注記でございまして、重要な会計方針、その他の注記を記載しております。

以降、172ページの固定資産明細書から176ページの補填財源明細書までに

つきましては、後ほど御覧いただきたいと思います。

説明は以上となります。

引き続きまして、議案第41号 令和2年度開成町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてでございます。

令和2年度開成町水道事業会計未処分利益剰余金を別冊のとおり処分する。よって、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和3年9月7日提出、開成町長、府川裕一。

こちらにつきましては、決算書155ページを御覧いただきたいと思います。

令和2年度開成町水道事業剰余金処分計算書（案）でございます。この計算書の中において、令和2年度未処分利益剰余金を次年度に目的別に処分するための案を提示してございます。当年度末残高の未処分利益剰余金は1億3,038万8,422円となってございます。このうち、建設改良積立金として3,038万8,422円を積み立てまして、残額1億円を翌年度繰越利益剰余金とするものでございます。

説明は以上となります。

○議長（吉田敏郎）

以上で、日程第6 認定第6号 決算認定について（水道事業会計）、日程第7 議案第41号 令和2年度開成町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての細部説明を終了とします。

日程第8 認定第7号 決算認定について（下水道事業会計）の細部説明を担当課長に求めます。

都市経済部長兼環境上下水道課長。

○都市経済部長兼環境上下水道課長（井上 新）

それでは、認定第7号 決算認定について（下水道事業会計）でございます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和2年度開成町下水道事業会計歳入歳出決算は別冊のとおりにつき、監査委員の意見をつけて認定を求めます。

令和3年9月7日提出、開成町長、府川裕一。

最初に、決算書の187ページをお開きください。

令和2年度開成町下水道事業報告書。1、概況、（1）総括事項。開成町公共下水道事業は、令和元年度より地方公営企業法の適用による企業会計を導入し、2年が経過しました。下水道事業を適正に進めていくため財産情報を把握し、引き続き経営基盤の強化に努めてまいります。

令和3年3月31日現在の整備面積は253.7ヘクタールで、前年度に比べて1.6ヘクタールの増となり、整備人口は1万3,351人で、前年度に比べて81人の増となりました。有収水量は年間216万1,135立方メートルで、前年度に比べ8万1,963立方メートルの増でした。

令和2年度の下水道整備につきましては、快適で衛生的な生活環境を維持し、河川などの公共用水域の水質保全を図るため、吉田島地区、牛島地区において管渠布

設工事を実施しました。限られた財源の中、社会資本整備総合交付金を活用しながら未普及地域の解消に向けて整備を進めております。

下水道設備の維持管理につきましては、宮台マンホールポンプ保守点検業務及びマンホール補修工事などを行いました。

令和2年度の経営状況については、収益的収入は4億8, 261万6, 848円で、下水道使用料と他会計補助金が主な収入源となっています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症による影響から、町民の暮らしを守る緊急対策の1つとして、下水道使用料の基本料金全額の減免を2期にわたり実施しました。減免を実施したことに伴い下水道使用料収入は減となりましたが、一般会計からの補助金により財源補填を行いました。

収益的支出は4億5, 099万490円で、流域下水道費と減価償却費が大きな割合を占めています。

この結果、当年度純利益は3, 162万6, 358円となりました。

資本的収入及び支出の決算額については、収入は2億775万2, 355円で、企業債と他会計出資金が主な収入源となっています。支出につきましては3億4, 198万9, 144円で、主な内訳としては建設改良費と企業債償還金となります。

今後の公営下水道事業の運営につきましては、下水道の整備を行いながら設備の適正な維持管理などを実施し、住みよい環境づくりを進めてまいります。

次に、決算書の179ページをお開きください。

令和2年度開成町下水道事業決算報告書でございます。（1）収益的収入及び支出です。こちらは、下水道事業の経営・運営を行うための経常的収支予算に対する決算状況を表したものでございます。

収入です。第1款下水道事業収益の収入予算合計額が4億8, 805万1, 000円に対しまして決算額は5億473万877円で、予算に対しまして1, 667万9, 877円の増となってございます。

次に、支出です。第11款下水道事業費用の決算額は4億6, 768万5, 924円となってございます。

次に、180ページをお開きください。

（2）資本的収入及び支出です。この項目は、下水を処理するための施設などの投資的経費の収支予算に対する決算状況を表したものでございます。

収入です。第2款の資本的収入の予算合計額が2億1, 859万6, 000円に対しまして決算額は2億775万2, 355円となり、1, 084万3, 645円の減となりました。

次に、支出です。第12款資本的支出の決算額は3億5, 161万4, 771円です。

なお、欄外に記載のとおり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては、公営企業の会計処理基準にのっとり補填をしてございます。

次に、194から198ページの収益費用明細書及び資本的収支明細書でござい

ますが、こちらの詳細につきましては令和2年度開成町歳入歳出決算事業別説明書により御説明をいたします。70ページをお開きください。

令和2年度決算事業別説明書（下水道事業会計・歳入）。区分といたしまして収益的収入、1款下水道事業収益、1項営業収益、1目下水道使用料、下水道使用料。こちらは、令和2年度に調定した下水道使用料の収益となっております。こちらも、コロナ対策のため2期分、4か月の基本料金全額の減免を実施したため、減収となってございます。

2項営業外収益、2目他会計補助金、一般会計補助金。一般会計からの補助金となっております。このうち1, 543万6, 512円につきましては、コロナ対策に伴って減額を行いました基本料金分の補填を意味しております。

4目長期前受戻入益、これは、減価償却額のうち補助金で取得した部分を戻入益としているものでございます。

区分といたしましては、資本的収入に移ります。2款資本的収入、1項負担金、1目受益者負担金。こちらは、令和2年度に調定した下水道受益者の負担金でございます。

1つ飛びまして、2項補助金、1目国庫補助金。これは、下水道国庫補助事業に係る交付金となっております。社会資本整備総合交付金を頂いております。

3項出資金、1目一般会計出資金、一般会計からの出資金となってございます。

4項企業債、1目企業債、公共下水道事業債、流域下水道事業債、特別措置分、いずれも起債をしているものでございます。一番最後のところが起債の特別措置分となってございます。

続きまして、次のページ、歳出になります。区分といたしまして収益的支出、1款下水道事業費用、1項営業費用、1目管渠費。こちらは、下水道施設の維持管理を実施した経費でございます。

2目流域下水道費、酒匂川流域下水道の維持管理負担金の拠出分でございます。

1つ飛びまして、5目減価償却費。こちらは、有形・無形固定資産の減価償却費となっております。

続きまして、区分が資本的支出になります。12款資本的支出、1項建設改良費、1目管路建設費。こちらは、管渠布設工事4件を実施したものでございます。令和元年度、管渠布設工事箇所の舗装復旧工事を実施いたしました。

1つ飛びまして、3項企業債償還金。こちらは、下水道事業債143件に対する元金償還金となってございます。

それでは、決算書に戻りまして181ページをお開きください。

令和2年度開成町下水道事業損益計算書です。この計算書は、令和2年度の1年間の損益について、税抜きで計算したものとなってございます。この中では、下から4行目、収益から費用を差し引いた額でございます当年度純利益、こちらが3, 162万6, 358円となったということでございます。

次に、182ページをお開きください。

こちらは、令和2年度開成町下水道事業剰余金の計算書でございます。この計算書は、下水道事業の企業内に留保している剰余金及び資本金の変動額を表示したものでございます。後ほど御確認をいただければと思います。

次に、184ページをお開きください。

こちらは、令和2年度開成町下水道事業貸借対照表です。税抜き表記となってございます。この表は、令和2年度末における下水道事業の財政状況を資産と負債、資本の部に区分し、対照した表でございます。下から4行目、利益剰余金合計5,275万6,342円、こちらが令和2年度末における下水道事業会計の剰余金となってございます。

続きまして、189ページをお開きください。

ここから、附属資料の説明となります。最初に説明をいたしました事業報告の続きになります。2の業務、(1)の業務量でございますが、表中の4行目、年間有収水量216万1,135立方メートル、年間処理水量としまして287万3,459立方メートルとなってございます。

以下、事業収入に関する事項、事業費用に関する事項、主要契約の要旨、企業債の概要となってございます。後ほど御覧いただきたいと思います。

次に、192ページをお開きください。

こちらは令和2年度開成町下水道事業キャッシュフロー計算書で、こちらも資金の流れを表したものとなってございます。後ほど御覧いただきたいと存じます。

続いて、193ページをお開きください。

このページは財務諸表に関する注記でありまして、重要な会計方針、その他の注記を記載しております。

以降、200ページの固定資産明細書から210ページの補填財源明細書までにつきましては、後ほど御覧いただきたいと存じます。

説明は以上となります。

○議長（吉田敏郎）

以上で、認定第7号 決算認定について（下水道事業会計）の細部説明を終了します。

以上で本日の日程は全て終了しました。

なお、次回は9月13日（月）に一般会計決算の質疑を行います。

本日は、これにて散会をいたします。大変お疲れさまでした。

午前11時32分 散会